

令和 6 年第 5 回荒尾市議会（定例会）

議案資料

令和6年第5回荒尾市議会(定例会) 議案資料目次

議案番号	件名	ページ
議第65号	専決処分について（令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号））	1
議第66号	荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する条例の制定について	2
議第67号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	3
議第68号	荒尾市道路占用料徴収条例の一部改正について	4
議第69号	財産の処分について	10
議第70号	指定管理者の指定について（荒尾総合文化センター）	11
議第71号	令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）	12
議第72号	令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）	13
議第73号	令和6年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	16
議第74号	令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）	17

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第4号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
2 総務費	衆議院議員選挙・最高裁裁判官国民審査費	10,840	10,840			<p>□衆議院議員選挙及び最高裁裁判官国民審査関連経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員報酬 3,111 ・報償金 11 ・記念品賞品 68 ・費用弁償 154 ・普通旅費 20 ・消耗品費 864 ・燃料費 10 ・食糧費 229 ・印刷製本費 165 ・郵便料 3,618 ・電話料 29 ・手数料 1,154 ・選挙公報配達委託料 809 ・投票用紙裁断処理委託料 30 ・選挙時使用ゴムマット清掃業務委託料 116 ・使用料 77 ・借上料 295 ・備品購入費 80 (財源) ・県委託金 10,840 	
	衆議院議員選挙・最高裁裁判官国民審査費（人件費）	8,260	8,260			<p>□選挙事務従事職員手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外手当 8,260 ・財源 ・県委託金 8,260 	
	2 款計	19,100	19,100				
	補 正 額	19,100	19,100			<p>一般財源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県委託金 4,677 ・財政調整基金繰入金 △4,677 	
	補正前の額	28,003,590	7,584,375	1,366,500	1,523,348	17,529,367	
	合 計	28,022,690	7,603,475	1,366,500	1,523,348	17,529,367	

荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する条例の制定について（概要）

1 制定理由

災害発生時に高齢者や障がい者などのうち、自ら避難することが困難な方（以下「避難行動要支援者」という。）へ円滑かつ迅速な避難支援を行うため、民生委員などの災害時に避難活動支援を行う者（以下「避難支援等関係者」という。）に必要な範囲内で避難行動要支援者の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画（以下「名簿情報等」という。）の提供に關し、必要な事項を定めるものである。

2 条例内容

(1) 避難行動要支援者（第2条関係）

市内に居住する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害発生時に一人で避難することが困難な者

(2) 名簿情報等の提供先（第3条関係）

避難支援等関係者（民生委員、自主防災組織等）

(3) 名簿情報等の提供及び同意の取得（第3条関係）

避難行動要支援者に名簿情報等の提供について同意を求める、不同意の意思の明示がない場合には、本人の同意があったものとして、避難支援等関係者に避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報等を提供する。

なお、不同意の意思を明示した場合には、名簿情報等の提供は行わない。

(4) 個人情報の保護等（第4条及び第5条関係）

名簿情報等の提供を受けた避難支援等関係者（以下「名簿情報等被提供者」という。）は、個人情報の保護に関する法律にのっとり、名簿情報等を適正に取り扱わなければならない。また、市長が名簿情報等の管理状況を確認する必要があると認めたときは、名簿情報等被提供者に対し、管理状況の報告を求め、又は管理状況を検査することができる。

3 施行期日

公布の日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について（概要）

1 制定趣旨

刑法等の一部を改正する法律の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係条例の文言の整理を行うものである。

2 改正内容

- (1) 「懲役」を「拘禁刑」に改正（第1条から第3条まで）
- (2) 「禁錮」を「拘禁刑」に改正（第4条から第7条まで）

3 施行期日

刑法等の一部を改正する法律の施行の日

4 改正条例一覧

- 第1条 荒尾市議会の個人情報の保護に関する条例
- 第2条 荒尾市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第3条 荒尾市情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第4条 荒尾市職員の給与に関する条例
- 第5条 荒尾市職員退職手当支給条例
- 第6条 荒尾市消防団条例
- 第7条 荒尾市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

荒尾市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

別表 (第2条関係)		現 行		改 正 後	
占用物件		占用料		占用料	
単位	金額	単位	金額	単位	金額
法第32条 第1種電柱	1本につき1年	690	1本につき1年	670	
第2種電柱	1,100			1,000	
第3種電柱	1,400			1,400	
1号に掲げる工作物					
第1種電話柱	620			600	
第2種電話柱	990			960	
第3種電話柱	1,400			1,300	
その他の柱類	62			60	
共架電線その他上空に設ける線類	6			6	
地下に設ける電線その他の線類	4			4	
路上に設ける変圧器	1個につき1年	600			
地下に設ける変圧器	1個につき1年	370			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200			
郵便差出箱及び信書便差出箱		520			510
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200			2,200

別表 (第2条関係)		改 正 後	
占用物件		占用料	
単位	金額	単位	金額
法第32条 第1種電柱	1本につき1年	670	
第2種電柱	1,000		
第3種電柱	1,400		
1号に掲げる工作物			
第1種電話柱	600		
第2種電話柱	960		
第3種電話柱	1,300		
その他の柱類	60		
共架電線その他上空に設ける線類	6		
地下に設ける電線その他の線類	4		
路上に設ける変圧器	1個につき1年	590	
地下に設ける変圧器	1個につき1年	360	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	
郵便差出箱及び信書便差出箱		510	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	

現 行		改 正		後	
その他のもの		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26		外径が0.07メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	37	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの
	外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	55		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	74		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	260		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	370		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	740		外径が1メートル以上のもの
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200
法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額

現 行		改 正		後	
もの	じて得た額	もの	じて得た額	もの	乗じて得た額
上空に設ける通路	1,100	上空に設ける通路	1,100		
地下に設ける通路	670	地下に設ける通路	660		
その他のもの	1,200	その他のもの	1,200		
法第32条 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22	法第32条 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22		
法第1項第6号に掲げる施設	220	法第1項第6号に掲げる施設	220		
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。) 第7条第1号に掲げる物件	220	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。) 第7条第1号に掲げる物件	220		
看板(アーチであるものを除く。) 標識	2,200	看板(アーチであるものを除く。) 標識	2,200		
その他のもの	990	その他のもの	990		
幕(令第7条第4号に掲げる)	220	幕(令第7条第4号に掲げる)	220		
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	22		
その他のもの	1 本につき1年	その他のもの	1 本につき1年		
その他のもの	1 本につき1月	その他のもの	1 本につき1月		
表示面積1平方メートルにつき1月		表示面積1平方メートルにつき1月			
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。) 第7条第1号に掲げる物件		道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下を除く。) 第7条第1号に掲げる物件			
看板(アーチであるものを除く。) 標識		看板(アーチであるものを除く。) 標識			
その他のもの		その他のもの			
表示面積1平方メートルにつき1年		表示面積1平方メートルにつき1年			
表示面積1平方メートルにつき1月		表示面積1平方メートルにつき1月			
その他のもの		その他のもの			
占用面積1平方メートルにつき1日		占用面積1平方メートルにつき1日			
占用面積1平方メートルにつき1月		占用面積1平方メートルにつき1月			
その他のもの		その他のもの			
祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
その他のもの		その他のもの			
上空に設ける通路		上空に設ける通路			
地下に設ける通路		地下に設ける通路			
その他のもの		その他のもの			

現		行		改		正		後		
る工事用施設であるものを除く。)アーチ	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	る工事用施設であるものを除く。)アーチ	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	その面積1平方メートルにつき1月	220	
令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断するもの	
令第7条第3号に掲げる施設	その他のもの	1,100	令第7条第3号に掲げる施設	その他のもの	1,100	令第7条第3号に掲げる施設	その他のもの	1,100	令第7条第3号に掲げる施設	その他のもの
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1年	1,200	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1年	1,200	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1年	1,200	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	方メートルにつき1年
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1年	120	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1年	120	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1年	120	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	方メートルにつき1年
令第7条第8号に掲げる施設	トネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1平	令第7条第8号に掲げる施設	トネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1平	令第7条第8号に掲げる施設	トネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1平	令第7条第8号に掲げる施設	トネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
上空に設けるもの	その他のもの	1平	上空に設けるもの	その他のもの	1平	上空に設けるもの	その他のもの	1平	上空に設けるもの	その他のもの
その他のもの	建築物	1平	その他のもの	建築物	1平	その他のもの	建築物	1平	その他のもの	建築物
令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	1平	令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	1平	令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	1平	令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの
令第7条建築物	建築物	1平	令第7条建築物	建築物	1平	令第7条建築物	建築物	1平	令第7条建築物	建築物

現 行		改 正		後
第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるものの上空に設けるもの	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの上空に設けるもの	Aに <u>0.011</u> を乗じて得た額
その他のもの	令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの	令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.015</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの上空に設けるもの	令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
その他のもの	令第7条第12号に掲げる器具	その他のもの	令第7条第12号に掲げる器具	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考 略			備考 略	

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の道路の占用に係る占用料について適用し、同日前の道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

財産の処分について (売却予定の土地及び建物)



「荒尾総合文化センター」指定管理者の指定に係る資料

(指定期間:令和7年4月1日から令和12年3月31日まで)

1 選定団体の名称、代表者及び所在地

名 称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
 代表者 代表取締役 橋本 鉄司
 所 在 地 東京都千代田区神田小川町一丁目 2 番地

2 荒尾市指定管理候補者選定委員会での評価結果

施設名	評価の基準	株式会社ケイミックス パブリックビジネス	A
荒尾総合 文化セン ター	(1) 平等利用 (適・不適)	適	適
	(2) 効用発揮 (300 点)	216.0	185.0
	(3) 安定管理 (100 点)	70.0	64.0
	(4) 経費縮減 (100 点)	97.5	100.0
	提案価格 (5 年間)	354,046,000 円	345,331,000 円
	得点合計 (500 点)	383.5	349.0
	得点順位	1	2

※最低基準 満点の 6 割 (300 点)

3 荒尾市指定管理候補者選定委員会での選定理由

株式会社ケイミックスパブリックビジネスについては、自主事業計画及び利用促進につながる取組を評価し、指定管理候補者としてふさわしいと判断した。

4 指定管理候補者となる団体の主な事業内容

設 立	平成 29 年 4 月 3 日
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度による公の施設の管理運営業務 ・P F I 事業の受託及び S P C (特別目的会社) への出資 ・ホール施設の管理運営業務 <p>など</p>
指定管理者 の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・木更津市民会館 (千葉県木更津市) 平成 18 年 4 月から令和 8 年 3 月まで ・久喜総合文化会館 (埼玉県久喜市) 平成 18 年 4 月から令和 8 年 3 月まで <p>など</p> <p>※前身の株式会社ケイミックスの受託実績を含む。</p>

5 施設管理及び運営の提案要旨 (事業計画書の要旨)

自主事業の充実とサービス向上策の実施を軸に、施設の利用促進と集客力の向上を図り、荒尾総合文化センターの存在価値を再認識する運営を行う。

議第71号資料

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第5号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)
			国県支出金	地方債	その他	
10 教 育 費	運動公園施設改修費	124,612			124,612	□市民体育館屋根改修工事 ・工事請負費 124,612 (財源) ・公共施設整備基金繰入金 124,612
	10款計	124,612			124,612	
	補 正 額	124,612			124,612	
	補正前の額	28,022,690	7,603,475	1,366,500	1,523,348	17,529,367
	合 計	28,147,302	7,603,475	1,366,500	1,647,960	17,529,367

令和6年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）資料

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
1 議 会 費	議会活動費	40			40	□補欠選挙により選出された議員の政務活動費 ・政務活動費 40	
	1 款計	40			40		
2 総 務 費	秘書課人件費（産休・育休代替職員任用）	563			563	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 484 ・共済組合負担金 33 ・健康労働保険料 46	
	会計管理費（産休・育休代替職員任用）	207			207	□育休職員の育休期間延長による ・非常勤職員報酬 188 ・共済組合負担金 9 ・健康労働保険料 10	
	2 款計	770			770		
3 民 生 費	セーフティネット支援対策等事業費	405			405	□個別避難計画策定推進のための避難行動要支援者名簿の更新作業 ・郵便料 405	
	介護予防拠点整備事業費	2,370	2,370			□介護予防拠点整備事業の基準額改正による ・介護予防拠点整備事業補助金 2,370 (財源) ・県補助金 2,370	
	婦人相談員設置事業費	468			468	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 468	
	介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費	152,974	114,730		38,244	□障害者介護・訓練等給付費及び障害児通所給付費の見込増による ・扶助費 152,974 (財源) ・国庫負担金 76,487 ・県負担金 38,243	
	自立支援医療費支給事業費	11,858			11,858	□令和5年度国県負担金の精算 ・返還金 11,858	
	相談支援給付費等支給事業費	4,647	3,484		1,163	□相談支援給付費の見込増による ・扶助費 4,647 (財源) ・国庫負担金 2,323 ・県負担金 1,161	
	療養介護医療費支給事業費	8,577			8,577	□令和5年度国県負担金の精算 ・返還金 8,577	
	乳児家庭全戸訪問事業費	232			232	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 232	

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
	放課後児童健全育成事業費	12,458	6,369		6,089	□放課後児童対策事業の基準額改正及び令和5年度国庫補助金の精算 ・事業運営委託料 12,151 ・返還金 307 (財源) ・国庫補助金 3,509 ・県補助金 2,860	
	障害児保育事業費	501			501	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 501	
	こども家庭センター事業費	595			595	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 595	
	利用者支援事業費	1,661			1,661	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 1,661	
	放課後児童クラブ運営委託事業費		3,384		△ 3,384	□放課後児童対策事業の基準額改正に伴う財源組替え (財源) ・国庫補助金 1,857 ・県補助金 1,527	
	新型コロナウイルス感染症対策事業費	3,488			3,488	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,488	
	児童扶養手当支給事業費	780			780	□令和5年度国庫負担金の精算 ・返還金 780	
	特定教育・保育施設型給付費	113,291			113,291	□令和5年度国県負担金の精算 ・返還金 113,291	
	母子福祉一般経費	972			972	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 972	
	助産施設入所措置費	977	525		452	□助産施設入所措置費の見込増及び令和5年度国県負担金の精算 ・扶助費 700 ・返還金 277 (財源) ・国庫負担金 350 ・県負担金 175	
	母子生活支援施設入所措置費	848			848	□令和5年度国県負担金の精算 ・返還金 848	
	母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費	3,398			3,398	□令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 3,398	
	生活保護費	31,340	3,000		28,340	□施設事務費の見込増及び令和5年度国庫負担金の精算 ・扶助費 4,000 ・返還金 27,340 (財源) ・国庫負担金 3,000	
3 款計		351,840	133,862		217,978		

(単位:千円)

款	事業名	事業費 (補正予算)	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地方債			
4 衛 生 費	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業費	12,374			12,374	□令和4年度及び令和5年度国庫補助金の精算 ・返還金 12,374	
	予防接種費	20,000			20,000	□令和5年度国庫負担金及び国庫補助金の精算 ・返還金 20,000	
	4 款計	32,374			32,374		
6 農 林 水 産 業 費	農業総務費（産休・育休代替職員任用）	572			572	□会計年度任用職員1人任用 ・非常勤職員報酬 471 ・共済組合負担金 33 ・健康労働保険料 46 ・費用弁償 22	
	6 款計	572			572		
	7 商 工 費	いきいき産業立地促進助成事業費	30,000		30,000	□荒尾市いきいき産業立地促進条例に基づく補助 ・用地取得費補助金 (財源) 30,000 ・地域活性化基金繰入金 30,000	
	7 款計	30,000		30,000			
	補 正 額	415,596	133,862	30,000	251,734	一般財源 ・普通交付税 38,781 ・障害者介護給付費国庫負担金 (過年度) 25,032 ・相談支援給付費等国庫負担金 (過年度) 1,031 ・障害者介護給付費県負担金 (過年度) 12,515 ・相談支援給付費等県負担金 (過年度) 515 ・土地売払収入 64,329 ・建物売払収入 30,096 ・財政調整基金繰入金 57,986 ・繰越金 29,884 ・臨時財政対策債 △8,435	
	補正前の額	28,147,302	7,603,475	1,366,500	1,647,960	17,529,367	
	合 計	28,562,898	7,737,337	1,366,500	1,677,960	17,781,101	

令和6年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
7款 繰越金	その他の繰越金	3,458	3,718	7,176	令和5年度決算繰越金 (28,034千円のうち3,718 千円計上)
その他		7,301,076	0	7,301,076	
	歳入合計	7,304,534	3,718	7,308,252	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
9款 諸支出金	償還金	3,467	3,718	7,185	精算に伴う令和5年度特別 交付金返還金
	その他	4,173	0	4,173	
	計	7,640	3,718	11,358	
その他		7,296,894	0	7,296,894	
	歳出合計	7,304,534	3,718	7,308,252	

令和6年度荒尾市介護保険特別会計補正予算（第3号）資料

<介護サービス事業勘定>

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
1款 サービス収入	介護予防サービス計画費 収入	19,200	2,645	21,845	介護予防支援実施見込件数の増 加に伴う増額
2款 繰入金	介護サービス事業基金繰入 金	18,502	△ 1,811	16,691	サービス収入の増額に伴う繰入 金の減額
4款 財産収入	利子及び配当金	1	0	1	
歳入合計		37,703	834	38,537	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
2款 事業費	介護予防支援事業費	35,066	834	35,900	介護予防支援の委託件数増加に 伴う委託料の増額
その他		2,637	0	2,637	
歳出合計		37,703	834	38,537	

2号補正後の介護保険特別会計予算は5,885,965千円で、その内訳は、保険事業勘定5,848,262千円、介護サービス事業勘定37,703千円です。

今回の3号補正により、介護サービス事業勘定を834千円増額しますので、3号補正後の介護保険特別会計予算は5,886,799千円となります。